最低制限価格制度・低入札価格調査制度の改正について

改正の趣旨 1

地域の建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、公共工事の低入札による品質低 下や下請業者へのしわ寄せの防止に加え、適正価格での契約を推進する観点から、新 しい中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠して、最低制限価格制度およ び低入札価格調査制度を改正し、7月21日から適用します。

改正の内容 2

(1) 最低制限価格制度(予定価格が2億円以下の工事が対象)

合計額

 $\times 1.05$

ア 最低制限価格の設定方法

《改正前》

【基準額の算定式】

- ·直接工事費×0.95
- · 共通仮設費×0.90
- •現場管理費×0.60
- 一般管理費×0.30

【設定範囲】

予定価格の 2/3 ~ 8.5/10 の範囲内



《改正後》

【基準額の算定式】

- ·直接工事費×0.95
- · 共通仮設費×0.90
- •現場管理費×0.70
- 一般管理費×0.30

【設定範囲】

予定価格の 7/10 ~ 9/10 の範囲内

合計額

 $\times 1.05$

合計額

 $\times 1.05$

(2) 低入札価格調査制度 (予定価格が2億円超の工事が対象)

合計額

 $\times 1.05$

ア 調査基準価格の設定方法 (調査基準価格を下回った場合は低入札価格調査を実施)

《改正前》

【基準額の算定式】

- 直接工事費×0.95
- · 共通仮設費×0.90
- •現場管理費×0.60
- ·一般管理費×0.30

【設定範囲】

予定価格の 2/3 ~ 8.5/10 の範囲内



《改正後》

【基準額の算定式】

- ・直接工事費×0.95
- · 共通仮設費×0.90
- ·現場管理費×0.70
- ·一般管理費×0.30

【設定範囲】

予定価格の <u>7/10 ~ 9/10</u>

の範囲内

イ 失格基準価格の設定方法(失格基準価格を下回った場合は失格)

《改正前》

《改正後》

【算定式】

- ・直接工事費×0.75
- · 共通仮設費×0.70

・<u>現場管理費×0.60</u>

·一般管理費×0.30

合計額

- × 1. 05



【算定式】

- ・直接工事費×0.75
- 共通仮設費×0.70

•現場管理費×0.70

 $\times 0.70 \times 1.05$

合計額

·一般管理費×0.30

※この改正に併せ、**失格判断基準**(低入札価格調査で失格か否かを判断する場合に 用いる基準)の一部も次のとおり改正

《改正前》

- 直接工事費×0.75
- · 共通仮設費×0.70
- ·現場管理費×0.60
- ·一般管理費×0.30

上記のうちいずれかを

下回った場合は失格



《改正後》

- ・直接工事費×0.75
- · 共通仮設費×0.70
- ·現場管理費×0.70
- ·一般管理費×0.30

上記のうちいずれかを

下回った場合は失格

3 適用日

平成21年7月21日以降に入札公告を行う工事から適用 (※ 新制度による落札者決定は8月以降)